

第8号議案

中間市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

中間市長 松下 俊男

中間市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

中間市社会教育委員の定数及び任期に関する条例(昭和48年中間市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名中「の定数及び任期に関する」を削る。

第2条中「10人」を「10人以内」に改める。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の前に次の1条を加える。

(委嘱)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

中間市社会教育委員の定数及び任期に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>中間市社会教育委員_____条例</p> <p>本則</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 委員の定数は、<u>10人以内</u>とする。</p> <p>(委嘱)</p> <p><u>第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(欠員の補充)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(解嘱)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>中間市社会教育委員<u>の定数及び任期に関する</u>条例</p> <p>本則</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 委員の定数は、<u>10人</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>(欠員の補充)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(解嘱)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p>